

今、できること



「署名集め協力者(受任者)」になる

- 受任者とは、条例制定請求代表者から委任されて(受任)、署名運動期間中に署名を集めることができる人。
- 米子市の有権者は誰でもなれます。

受任者になるためには…

名前、住所、生年月日、連絡先(電話番号、メールアドレス)等を当会にお知らせ下さい。→



▲こちらのフォームから

署名運動が始まると…

あなたの元に署名簿が送られてきます。

あなたがすることは…

まず、あなた自身が署名をしてください。そして、身近な人に署名をお願いしてください。



住民投票カフェに参加する・開催する

「住民投票って?」「島根原発はどうなってるの?」

「受任者って何するの?」など、気軽に話しあいます。公民館などで、10人ほどで、集まりやすい形で開いてみませんか? 当会へご相談ください。



寄付をする

署名集めや広報・情報提供のために、印刷代や郵送料など多くの費用がかかります。資金面での援助、ぜひお願いします。(郵便振替をご利用ください)

みんなで 住民投票を実現させよう!

市民が主役・共生のまちづくり、
地方自治をバージョンアップする、チャレンジです。
子どもたちに、どんな未来を残すのか?
さあ、あなたも一緒に!

署名集め協力者(受任者)大募集!



連絡先

島根原発稼働の是非を問う住民投票を実現する会・米子
〒683-0804 米子市米原2-3-20
Tel: 0859-32-4080 Fax: 0859-32-8844
Mail: jtohyou.y@gmail.com

〈郵便振替〉

記号: 01310-0-110983
加入者名: 住民投票を実現する会・米子



▲HPIはこちら

住民投票

考え
えらぼう
米子の未来!!



島根原発稼働の是非を問う住民投票を実現する会・米子

「住民投票を実現する会・米子」って？

米子市は、島根原子力発電所から**30km圏**に位置しています。

島根原発が稼働するかどうかは、私たち自身の命や暮らしだけでなく、次世代の子どもたちや孫たちの未来にも**大きな影響**を及ぼします。

稼働の是非を議会や首長のみの議論で決めるのではなく、**市民の意思が反映**されることが大切ではないでしょうか。

私たち市民は、対話を通して、原発に賛成・反対の立場を超えて一人ひとりが考え、責任をもって選択し、その意思を示すための**「住民投票」を実現**するために、この会を発足させました。

共同代表 河合康明（鳥取大学名誉教授）
河本六美（米子市連合婦人会）
小徳省三（歯科医師）
松本 薫（作家）
安田壽朗（弁護士）

相談役 吹野博志
（元Dell日本法人社長、米子市淀江町出身）

いま、島根原発は？

1号機

(46万kw)
1974年
運転開始

廃炉決定

2号機

(82万kw)
1989年
運転開始

適合性審査
事実上合格

3号機

(137万kw)
未稼働

審査中

なぜ、住民投票？

市長や議員は、私たちの代表として選挙で選ばれていますが、**選挙の時、候補者が島根原発の稼働についての考え**を市民に十分に示したとは言えません。

島根原発稼働について市長や議会が**米子市としての意見**を決めるにあたり、**私たち市民の意見が反映される場**が必要です。

そのための**住民投票**です。

米子市民自治基本条例にも「市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとに、その都度、条例で定めるところにより、市民投票を実施することができます。」とあります。島根原発が稼働するかどうかは「市政の特に重要な事項」です。

どうやって実現？

わたしも あなたも 受任者に！

いま、**STEP1**の「受任者集め」です。いちばん重要な段階です。**STEP2**の「署名集め」でいかに多くの人（受任者）が協力していくかで、この運動の成否が決まります。

多くの署名を集めることにより、私たちの思いを議会に伝えることが必要です。

この運動に賛同していただき、ぜひ受任者になってください。

STEP 受任者集め 今ここ!

1

「受任者」とは署名を集めることができる人。米子市の有権者であれば、誰でもなることが可能。

STEP 署名集め

2

受任者が集まったら、署名運動開始。期間は1ヶ月間。有権者の1/50以上の署名が必要。

STEP 直接請求

3

集まった署名を市長に提出。
市長は意見をつけて議会に条例案を提出。

STEP 条例制定

4

議会で審議され、可決されれば（過半数の議員の賛成が必要）、住民投票条例が制定！

STEP 住民投票

5

条例により、市長が島根原発の稼働に関して意見を述べる前に住民投票を実施。

米子市の避難計画

島根原発から30km圏に位置する米子市は、避難計画の策定が義務づけられています。事故の際、住民は鳥取県中部・東部に避難することになっています。



どんな未来を次の世代に手渡すか、
私たちの意思を明確に示すために、住民投票を実現しましょう！